

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の対象及び客体

(1) 介護保険施設及び居宅サービス事業所

全国の介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした。

平成15年10月1日現在

	調査対象施設・事業所数	集計施設・事業所数
居宅サービス事業所		
訪問介護事業所	(20 969)	15 701
訪問入浴介護事業所	(3 280)	2 474
訪問看護ステーション	5 365	5 091
通所介護事業所	12 597	12 498
通所リハビリテーション事業所(医療施設)	1 893	1 827
短期入所生活介護事業所	5 449	5 439
短期入所療養介護事業所(医療施設)	103	90
痴呆対応型共同生活介護事業所	3 680	3 665
福祉用具貸与事業所	(8 052)	5 016
居宅介護支援事業所	(28 961)	23 184
介護保険施設		
介護老人福祉施設	5 089	5 084
介護老人保健施設	3 015	3 013
介護療養型医療施設	3 910	3 817

注：1) 集計施設・事業所数は休止中等の施設・事業所を除いた数である。

2) 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与及び居宅介護支援事業所は、郵送により調査を実施したものであり、カッコ内は調査票配付事業所数である。

(2) 介護保険施設利用者

全国の介護保険施設の入所者を対象とし、3,880施設について平成15年9月末の在所者の1/2(指定介護療養型医療施設である診療所については全数)及び9月中の退所者の全数を客体とした。

3 調査の時期

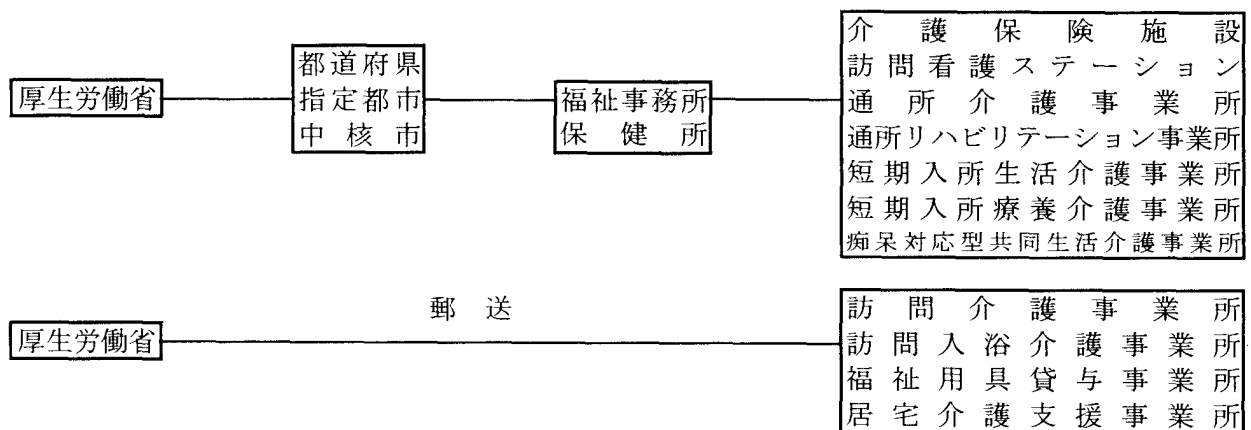
平成15年10月1日

4 調査票の種類及び調査事項

- (1) 介護保険施設（介護老人福祉施設票、介護老人保健施設票、介護療養型医療施設票）
開設主体、定員、在所者数、従事者数、居室等の状況等
- (2) 居宅サービス事業所（訪問看護ステーション票、居宅サービス事業所（福祉関係）票、居宅サービス事業所（医療施設）票）
開設主体、利用者数、従事者数等
- (3) 利用者（介護保険施設利用者個票、利用者一覧票）
要介護度、傷病名、痴呆性老人の日常生活自立度、障害老人の日常生活自立度、利用料等

5 調査の方法及び系統

介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の管理者が調査票に記入する方式とした。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

- (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	△

- (2) 活動中の施設・事業所について集計した。
- (3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (4) 事業所数は10月1日現在、利用者数は9月中の利用者の数である。但し、痴呆対応型共同生活介護事業所及び介護保険施設の利用者、在所者数は9月30日24時現在の数である。